碧南市中小企業北部産業地進出促進事業補助金

碧南市では**北部産業地**に進出する市内の中小企業者を支援します。北部産業地に進出するための初期投資費用の一部を補助金として交付します。

	工場
補助対象	◆**市内に工場など（倉庫を除く）**を有している及び有していた中小企業 ◆新設した工場などで、**自らの事業を行う者** ◆**碧南市企業再投資促進事業補助金の要件に該当しない** →碧南市企業再投資促進事業補助金の要件に該当する場合はそちらを利用してください。
補助対象経費	①工場などにかかる固定資産の課税標準額の総額 ②償却資産で新規取得したものの取得価格の総額
補助率	**10%** ※みなし大企業については補助率が異なります
限度額	①と②の合計で**10億円**
申請期間	令和３年４月１日～令和８年３月３１日
注意事項	工事着工の**３０日前**までに認定申請

※まずは、事前に碧南市商工課までご相談ください。

北部産業地

都市計画マスタープランにおいて、西端地区に新たに位置付けられた産業地

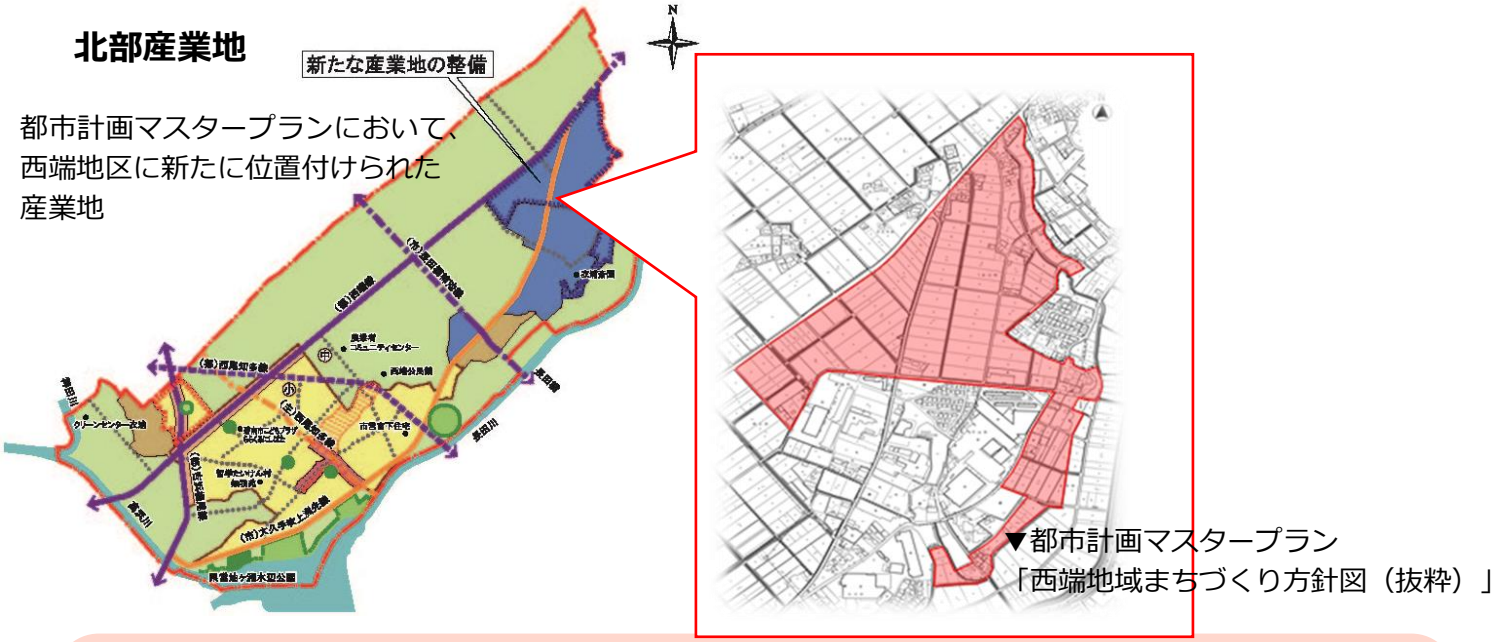

▼都市計画マスタープラン
「西端地域まちづくり方針図（抜粋）」

【お問い合わせ】
碧南市　経済環境部　商工課　企業応援係
〒447-8601　碧南市松本町２８番地
☎：0566-95-9895（直通）
✉：shoukoka@city.hekinan.lg.jp

へきなん企業応援 NAVI

詳細は、ホームページ内『碧南市の支援策』⇒『北部産業地進出促進事業補助金』をご覧ください。